

① 件名	石巻市危機管理指針の策定について																		
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 本市においては、東日本大震災を経験し、自然災害に対する地域防災計画の整備はされているが、職員への暴力行為や爆破予告など、日ごろの業務の中で起こり得る危機事象に対する対応はマニュアル化されたものは無く、所管課レベルの習慣的なものになっている。 また、市民の生命・財産を災害又は事故などから守ることは市の責務であり、日ごろから不測の事態に備え、迅速な初動体制の構築や被害を未然に防ぐための対策が必要である。</p> <p>【目的】 本市及びその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、本市の危機管理に係る基本的かつ標準的な事項を定め、迅速・的確に対応するために危機管理体制を構築することで、市民の被害の防止又は軽減を図るもの。</p>																		
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石巻市地域防災計画 ・石巻市国民保護計画 ・石巻市新型インフルエンザ対策行動計画 																		
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成19年</td> <td style="width: 10%;">3月</td> <td>石巻市国民保護計画を策定</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>6月</td> <td>石巻市地域防災計画を策定</td> </tr> <tr> <td>平成22年</td> <td>11月</td> <td>石巻市国民保護計画の一部改正</td> </tr> <tr> <td>平成26年</td> <td>9月</td> <td>石巻市新型インフルエンザ対策行動計画を策定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12月</td> <td>石巻市地域防災計画の一部改正</td> </tr> <tr> <td>平成29年</td> <td>6月</td> <td>石巻市危機管理指針（案）について庁内各部からの意見聴取</td> </tr> </table>	平成19年	3月	石巻市国民保護計画を策定	平成20年	6月	石巻市地域防災計画を策定	平成22年	11月	石巻市国民保護計画の一部改正	平成26年	9月	石巻市新型インフルエンザ対策行動計画を策定		12月	石巻市地域防災計画の一部改正	平成29年	6月	石巻市危機管理指針（案）について庁内各部からの意見聴取
平成19年	3月	石巻市国民保護計画を策定																	
平成20年	6月	石巻市地域防災計画を策定																	
平成22年	11月	石巻市国民保護計画の一部改正																	
平成26年	9月	石巻市新型インフルエンザ対策行動計画を策定																	
	12月	石巻市地域防災計画の一部改正																	
平成29年	6月	石巻市危機管理指針（案）について庁内各部からの意見聴取																	

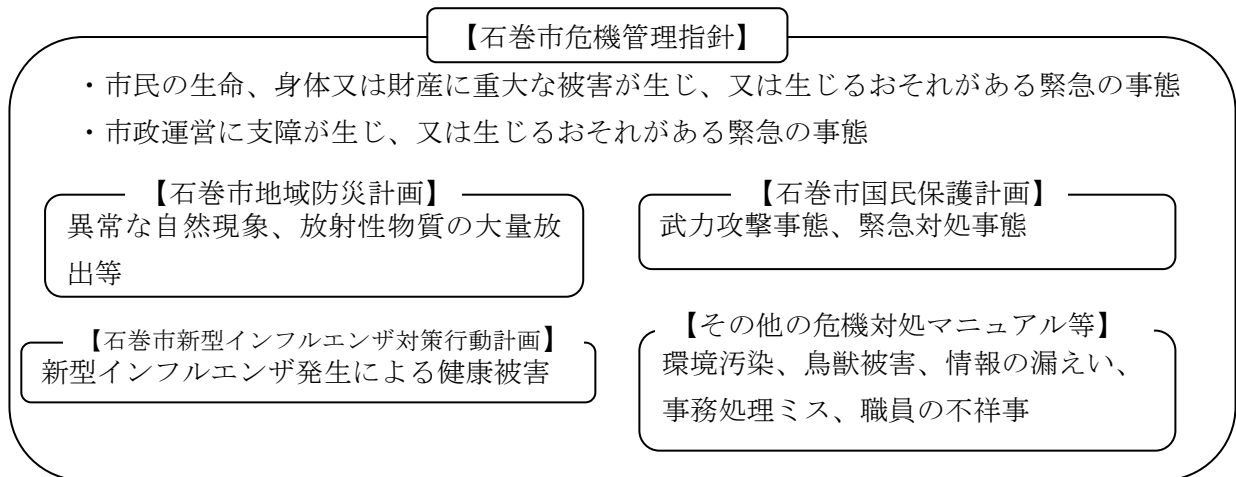
⑤主な内容

1 指針の趣旨

本市における危機への対応全般について、基本的かつ標準的な事項を示すものである。

※ それぞれの危機に対するマニュアルが策定されている場合は、各対応マニュアルに応じて対応する。

〈危機への対応体系〉



2 指針の内容

第1章 総 則：危機管理に関することの組織や定義等について示した。

第2章 事前対策：危機が発生する前に行うべき準備や、危機を未然に防ぐ対策について示した。

第3章 応急対策：危機が発生した際のとるべき対応について、危機ランク別に示した。

第4章 事後対策：危機が終息に向かっている際の行動と、終息後の行動を示した。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

本市及びその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合、危機管理体制が構築されることで、迅速かつ的確な対応が可能となり、市民の被害の防止又は軽減を図ることができる。

⑦他の自治体の政策との比較検討

【宮城県内の状況】

仙台市 「危機管理方針」（平成18年3月策定）

塩釜市 「危機管理に関する要綱」（平成23年3月制定）

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成30年1月1日 運用開始
1月～ 指針に関する説明会を開催し、各課におけるマニュアルを作成

⑨その他